

## 奈良先端科学技術大学院大学教育連携講座規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、奈良先端科学技術大学院大学学則第7条第3項に基づき、奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）における教育連携講座の実施に関し必要な事項を定める。

### (教育連携講座の目的)

第2条 教育連携講座は、民間企業及び研究機関等（以下「連携機関」という。）との連携により、本学の教育研究の一層の拡充及び整備を図るとともに、研究交流の促進を図ることを目的とする。

### (名称)

第3条 教育連携講座の名称は、当該教育連携講座における教育研究の内容を示すものとする。

### (協定書)

第4条 教育連携講座における学生の教育研究を実施するため、連携機関と教育連携講座における教育研究に関する協定書（以下「協定書」という。）を締結する。

2 協定書は、当該研究科の教授会及び教育研究評議会の審議を経るとともに、役員会の議決を得なければならない。

### (教育連携講座の構成)

第5条 教育連携講座は、少なくとも教授1人の教員で構成するものとする。

2 教員の選考は、本学専任教員の選考基準及び選考方法に準じて行うものとする。

### (教育連携講座の教員の職務)

第6条 教育連携講座の教員は、当該教育連携講座における教育研究に従事するほか、当該教育研究連携講座における教育研究の遂行に支障のない範囲で、その他の授業又は研究指導を担当することができる。

### (庶務)

第7条 教育連携講座の設置等に関する庶務は、企画室が行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、教育連携講座の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前に情報科学研究科及びバイオサイエンス研究科において締結された教育研究に関する協定書は、第4条の協定書とみなす。